

議案第110号

鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例

鹿児島県みんなの森づくり県民税条例（平成16年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和6年度」を「令和11年度」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県民税の均等割の税率の特例としてみんなの森づくり県民税を課する期間を5年間延長するため、所要の改正をしようとするものである。